

今治市生活衛生事業者電力・ガス・原材料等高騰対応事業費補助金

FAQ

令和4年 12月23日第2版

Q1 今回の補助金の目的は

A1 エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けている生活事業者に対し、高騰分の一部を助成する事により、生活衛生の安定を図ろうとするもの

Q2 対象者は

A2 令和3年4月1日以前から事業開始し、市内に事業所を置き、事業収入を得ている中小事業者又は個人事業主を生活衛生事業者として対象にしております。

市民生活に関わりの多い愛媛県生活衛生同業組合に加盟団体のうちから、市民の生活維持に近い所にある事業で、理容・美容・クリーニング・公衆浴場の各事業者について重点的に支援しようとするものです。

●飲食業や宿泊業等は今年度もクーポン発行などで支援しております。宿泊業につきましても九月補正予算にて支援金を計上したことから、これら事業は対象外としております。

○ 対象事業者

- ①公衆浴場業
- ②クリーニング業
- ③理容業
- ④美容業

Q3 生活衛生事業者の判断は

A3 申請書に記載いただきますが、産業分類表細分類により判断します

7811 普通洗濯業、7812 洗濯物取次業、7821 理容業、7831 美容業、7841 一般公衆浴場業、7851 その他の公衆浴場業

Q4 補助金の額は

A4 1事業者あたり **50,000 円**となります。なお、クリーニング取次店は1店舗につき10,000円となります。いずれも、申請は期間中1回に限ります。

Q5 公衆浴場(銭湯)について

A5 一般公衆浴場業のいわゆる銭湯と、その他浴場業の温泉浴場業としてスーパー銭湯、サウナが対象になります。申請書に添付を求める確定申告書の事業分類で最終的に判断します。

指定管理を受けている事業者は該当しません。(マーレ、せせらぎ)また、鈍川温泉と喜助の湯は宿泊施設として別事業の補助対象となっているため、本補助金の対象外となります。

Q7 対象経費は

A7 燃料費、電気料金、原材料費の経費について、令和3年4～9月のいずれかの月と令和4年4～9月のいずれかの単価を比較して、上昇している事業者に対して支援します。

なお、対象経費の増加は仕入れ量や取扱量の増加を指す物ではありません。

Q8 電気料金について

A8 電気料金の基本料金とは最低量金の単価(円/kw)、燃料調整単価、再エネ付加金単価のいずれか

が変更されている場合をいいます。(電気料金等内訳明細書で確認できます)

Q9 原材料とは

A9 理容・美容はシャンプーやカラー染料など、浴場は備え付けシャンプーや消毒系液など、クリーニング店はナイロン袋や、ドライ用洗剤、染み抜き材などを対象としております。

Q10 クリーニング取次店

A10 クリーニング店は作業工程が多く、クリーニングに関する一連の作業を実施するため、燃料費や原材料費が必要となります。

取次店は店舗で洗濯物を預かり、別の作業所に引き渡しとなるので、燃料費等が店舗と比べ経費がかからないため補助金額に差を設けております。

Q11 コインランドリーは含まないのか

A11 今回の事業では普通洗濯業(クリーニング業、ランドリー業、クリーニング工場)、洗濯物取次業(クリーニング取次所)を対象とし、コインランドリー業は対象としておりません。

Q12 申請日程は

A12 12月23日～2月28日まで環境政策課特別窓口(第二別館7階)を設けて受け付けます。**原則郵送**(配達の確認ができるもの)、メールで提出してください。

○ 支所に提出していただいて構いません。

Q13 補助金の支払い時期は?

A13 申請書類を受け付け、審査後おおむね20日程度の直近の(10日、20日、30日)で指定口座にお支払いします。

Q14 申請に必要なものは

A14 (1)燃料(ガス・軽油・重油・ガソリンなど)、電気料金、原材料の領収書・納品書・請求書

①令和3年4月から9月までのいずれか1ヶ月分、②令和4年4月から9月までのいずれか1ヶ月分です。(同じ月でなくて構いません)

(2)本人(申請者)確認書類の写し

(3)令和3年と令和4年の確定申告書(青色・白色)、法人概況説明書

(4)補助金の振込先口座通帳の表紙と1ページ目(口座番号、支店名、口座名義人が記載)の写し

(1),(3)について原本が必要な方は窓口で写しを取り、お返ししますので、その旨記載ください。

Q15 本人確認の書類とは

A15 免許証、マイナンバーカード、パスポート、保険証などで判断します。

Q16 金融機関の写しとは

A16 通帳のオモテ面、通帳を開いた1、2ページ目の両方(金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義の情報が確認できるページ)の写しを提出してください。

インターネットバンキングをご利用の場合には、上記の情報が分かるサイトページの写しを提出してください。ネットバンク上で、振込先が申請者名義であり、振込先口座等が確認できるページを印刷してください。

Q17 3年と4年の単価変更が確認できない

A17 電気料金、ガソリン・軽油については、市の契約単価や事業者の発表などで確認できる場合、その確認によりみなす事があります。

- Q18 申請者と法人の代表者、口座名義人は同じでないといけないのか
- A18 振込先の口座名義は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。
- Q19 主たる業種とは何ですか
- A19 今回の補助金支給対象事業者は「7811 普通洗濯業」、「7812 洗濯物取次業」、「7821 理容業」、「7831 美容業」、「7841 一般公衆浴場業」、「7851 その他公衆浴場業」のいずれかが主たる事業となります。
- Q20 クリーニング取次店の申請者は誰になるのか
- A20 実質的に経営している方を申請者としてください。
- Q21 経営している店舗が複数になる
- A21 経営店舗毎に申請してください。
- Q22 経費が 50,000 円を超えないが申請できないのか
- A22 申請期間の経費が 50,000 円を超えない場合でも、補助対象となります。
- Q23 いつから営業していれば支給対象か
- A23 令和 3 年 4 月 1 日以前から営業を開始している事業者が対象です。少なくとも令和 4 年 12 月までの期間は営業している必要があります。
- Q24 交付された補助金は、課税対象となるのか。
- A24 課税対象になるとお聞きしています。詳しくはお近くの税務署にお問い合わせください
- Q25 開業時期について証明できない
- A25 税務署に届け出た開業届の写し、ない場合は店舗で記載している売り上げ台帳等営業が確認できる資料を持参ください。
- Q26 不明な点は窓口に行けば良いのか
- A26 申請書類の作成に当たり、御不明な点等がございましたら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、原則電話(☎36-1612)又はメール Email:i-seikatueisei@imabari-city.jp でお問い合わせください。